

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月8日
【四半期会計期間】	第15期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	リスクモンスター株式会社
【英訳名】	Riskmonster.com
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤本 太一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	03 - 6214 - 0331
【事務連絡者氏名】	管理ソリューション部経理課課長 吉田 麻紀
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	03 - 6214 - 0331
【事務連絡者氏名】	管理ソリューション部経理課課長 吉田 麻紀
【縦覧に供する場所】	リスクモンスター株式会社大阪支社 （大阪市中央区今橋二丁目5番8号） リスクモンスター株式会社名古屋営業所 （名古屋市中村区名駅四丁目23番13号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第1四半期 連結累計期間	第15期 第1四半期 連結累計期間	第14期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (千円)	588,235	608,493	2,451,189
経常利益 (千円)	59,852	48,638	281,007
四半期(当期)純利益 (千円)	37,085	30,161	162,717
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	9,527	44,478	148,308
純資産額 (千円)	3,502,628	3,756,496	3,792,556
総資産額 (千円)	3,844,906	4,112,067	4,147,143
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	9.47	7.21	40.40
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	9.40	7.16	40.20
自己資本比率 (%)	90.0	90.1	90.3

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、企業収益の改善を背景に、設備投資の増加や雇用情勢の改善など景気は回復基調が見られるものの、消費税率引き上げに伴う物価の上昇、原油価格の高騰など不安材料が払拭されないことから、景気の先行きは依然予断を許さない状況が続いております。当社グループを取り巻く経営環境といたしましては、企業全般における経費削減傾向が続いており、厳しい事業環境となりました。今後も引き続き、お客様のサービス選別が厳しくなることが考えられます。

こうした状況の下、当社グループは、3ヶ年計画「第4次中期経営計画（2014～2015年度）」の基本方針に沿い、以下のような取り組みを実施いたしました。

- ・中国企業の信用調書に「RM格付」を付与した「JSBIZ信用調書サービス」を提供開始（5月）
- ・倒産企業に関する集計・分析データをホームページ上で公開（5月）
- ・新刊「取引先リスク管理Q&A」出版（6月）
- ・共通ポイントサービス「Ponta（ポント）」を運営する株式会社ロイヤリティマーケティングと提携し、リスクモンスターの会員企業ご担当者様向けにポイントプログラムを開始（6月）
- ・「リスクはじきに目を覚ます」第2版出版（6月）
- ・図書総合管理システム「名館長」新サービス「Web検索マイページ機能」を提供開始（6月）
- ・クラウド型請求書発送代行サービス「請求の助」に新機能を追加（6月）
- ・当第1四半期連結累計期間に発表したリスモン調べ  
 「世界に誇れる日本企業」アンケート調査結果（4月）  
 「独創性を感じる日本企業」アンケート調査結果（5月）

その結果、売上高につきましては、BPOサービス等が回復基調にあること等により、608,493千円（前年同期比103.4%）となりました。

利益につきましては、与信管理サービス等の一部の見込案件が第2四半期にずれ込んだこと等により、営業利益は42,452千円（前年同期比80.4%）、経常利益は48,638千円（前年同期比81.3%）、四半期純利益は30,161千円（前年同期比81.3%）となりました。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)		前年同期比 (%)
	売上高 (千円)	対売上比 (%)	売上高 (千円)	対売上比 (%)	
売上高(千円)	588,235	100.0	608,493	100.0	103.4
営業利益(千円)	52,797	9.0	42,452	7.0	80.4
経常利益(千円)	59,852	10.2	48,638	8.0	81.3
四半期純利益(千円)	37,085	6.3	30,161	5.0	81.3

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

セグメント別の業績について

セグメント別の売上高につきましては、セグメント間取引消去前の売上高で記載しております。

ア) 与信管理サービス等について

当第1四半期連結累計期間の与信管理サービス等の売上高の合計は353,655千円（前年同期比98.7%）、セグメント利益は13,650千円（前年同期比54.1%）となりました。

A S P・クラウドサービスの売上高はほぼ前年同期並みだったものの、コンサルティングサービスの売上高が減少し、与信管理サービス等全体では売上高及びセグメント利益ともに前年同期を下回りました。

与信管理サービス等の売上高をサービス分野別に示すと、次のとおりであります。

セグメント	サービス分野別	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	前年同期比 (%)	
与信管理サービス等	A S P・クラウドサービス(千円)(注)2	317,869	99.5	
	コンサルティングサービス	ポートフォリオサービス及びマーケティングサービス(千円)	17,662	82.4
		その他(千円)(注)3	18,124	105.1
		コンサルティングサービス売上高合計(千円)	35,786	92.5
	与信管理サービス等売上高合計(千円)	353,655	98.7	

(注)1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社が独自に開発したシステム「RM2 Navi System」を利用して、企業信用情報提供会社の有する約260万社の企業情報の信用力を定量化し、インターネット経由で与信情報を提供するサービス
3. 「金融サービス」等を含むその他サービス

イ) A S P・クラウドサービス

一部サービスの利用件数が低調だったものの、与信管理サービス等のA S P・クラウドサービスの売上高はほぼ前年同期並みの317,869千円（前年同期比99.5%）となりました。

与信管理サービス等の会員数の推移（累計）は、次のとおりであります。

回次	第13期	第14期	当第1四半期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成26年6月
会員数(注)	4,720	4,820	4,897
(内、提携会員数)	(1,690)	(1,745)	(1,780)

(注) インターネット等を介して与信管理サービスを利用できる会員及び提携先とのサービス相互提携を行う提携会員の合計

ロ) コンサルティングサービス

ポートフォリオサービスの一部の見込案件が第2四半期にずれ込んだこと等により、ポートフォリオサービス及びマーケティングサービスの売上高は17,662千円（前年同期比82.4%）となりました。また、金融サービス等を含むその他の売上高が18,124千円（前年同期比105.1%）となり、コンサルティングサービスの売上高の合計は35,786千円（前年同期比92.5%）となりました。

イ) ビジネスポータルサイト(グループウェアサービス等)について

当第1四半期連結累計期間のビジネスポータルサイト(グループウェアサービス等)の売上高の合計は133,379千円(前年同期比98.2%)、セグメント利益は34,131千円(前年同期比85.4%)となりました。

会員数は減少しているもののディスク容量の利用が堅調に推移し、売上高はほぼ前年同期並みとなったものの、固定費の削減を目的にデータセンターを移転したことに伴い一時費用を計上したこと等から、セグメント利益は前年同期を下回りました。

ビジネスポータルサイト(グループウェアサービス等)の売上高をサービス分野別に示すと、次のとおりであります。

セグメント	サービス分野別	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	前年同期比 (%)
ビジネスポータル サイト(グループ ウェアサービス 等)	A S P・クラウドサービス(千円)(注)2	120,316	98.9
	その他(千円)(注)3	13,063	91.5
	ビジネスポータルサイト(グループウェアサービス等) 売上高合計(千円)	133,379	98.2

(注)1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

- インターネットを活用したグループウェアを中心として提供する中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO(ジェイモット)」を利用できる会員向けサービス
- ホスティングサービス等を含むその他サービス

また、ビジネスポータルサイトの会員数及びユーザー数の推移(累計)は次のとおりであります。

回次	第13期	第14期	当第1四半期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成26年6月
会員数(ID数)	3,564	3,330	3,273
ユーザー数	128,278	125,609	125,980

(注)インターネットを活用したグループウェアを中心として提供する中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO(ジェイモット)」を利用できる会員及びユーザー数

ウ) BPOサービスについて

当第1四半期連結累計期間のデジタルデータ化サービス等を中心としたBPOサービスの売上高の合計は101,400千円(前年同期比134.9%)、セグメント損失は2,515千円(前年同期はセグメント損失2,766千円)となりました。

主力のデジタルデータ化等BPOサービスが回復基調にあること等により売上高が前年同期に比べ増加しました。

BPOサービスの売上高をサービス分野別に示すと、次のとおりであります。

セグメント	サービス分野別	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	前年同期比 (%)
BPOサービス (注)2	デジタルデータ化等BPOサービス(千円)	101,400	134.9

(注)1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

- ビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO)サービス

エ) その他サービスについて

当第1四半期連結累計期間のその他の売上高は42,202千円(前年同期比118.6%)、セグメント損失は401千円(前年同期はセグメント損失8,234千円)となりました。

当第1四半期連結累計期間の教育関連事業は、定額制の社員研修サービス「サイバックスUniv.」の会員数が788会員となり、堅調に推移しました。

また、利墨(上海)商務信息咨询有限公司(リスクモンスターチャイナ)が運営する中国におけるグループウェアサービス等の会員数は828会員となりました。

その他のセグメントの売上高をサービス分野別に示すと、次のとおりであります。

セグメント	サービス分野別	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	前年同期比 (%)
その他	「教育関連事業」等を含むその他サービス(千円)	42,202	118.6

(注)上記の金額には消費税等は含まれておりません。

会員数について

当第1四半期連結会計期間末の会員数は、与信管理サービス等が4,897会員、ビジネスポータルサイトが3,273会員、その他会員が1,616会員、合計9,786会員となりました。会員数の推移(累計)を示すと、次のとおりであります。

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	当第1四半期
決算年月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成26年 6月
与信管理サービス等(注)1	3,488	4,400	4,720	4,820	4,897
ビジネスポータルサイト (グループウェアサービス等)(注)2	3,955	3,788	3,564	3,330	3,273
その他(注)3	-	-	563	1,615	1,616
会員数合計	7,443	8,188	8,847	9,765	9,786

(注)1. インターネット等を介して与信管理サービスを利用できる会員及び提携先とのサービス相互提携を行う提携会員の合計

2. インターネットを活用したグループウェアを中心として提供する中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO(ジェイモット)」を利用できる会員

3. 定額制の新社員研修サービス「サイバックスUniv.」または中国におけるグループウェアサービス等を利用できる会員

4. 会員数は当社に登録されているID数

なお、上記においては重複登録している会員が一部あります。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末と比べ81,923千円減少し、2,944,739千円となりました。これは主に、自己株式の取得や、税金及び配当金の支払等により現金及び預金が減少したことによるものです。固定資産は前連結会計年度末と比べ46,846千円増加し、1,167,327千円となりました。これは主に、投資有価証券の時価評価によるものです。その結果、資産合計は前連結会計年度末と比べ35,076千円減少し、4,112,067千円となりました。

流動負債は前連結会計年度末と比べ9,795千円減少し303,485千円、固定負債は10,779千円増加し52,084千円となりました。その結果、負債合計は前連結会計年度末と比べ983千円増加し、355,570千円となりました。

純資産は、自己株式を取得したこと等により前連結会計年度と比べ36,060千円減少し、3,756,496千円となりました。また、自己資本比率は90.1%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

1. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の概要

当社は、平成12年9月、我が国経済を支える中堅・中小企業を中心とした企業社会の公正な発展と経済の活性化に貢献するため、これまで明確な形で存在していなかった審査・与信管理業務のアウトソーシング市場を自ら開拓・確立すべく設立されました。「顧客を大切に共に繁栄しよう」並びに「プロフェッショナリズムを繁栄の源泉にしよう」を企業理念に掲げ、設立以来、企業の経営に不可欠な与信管理をはじめとした企業のリスクマネジメントシステムを支える社会のインフラの一翼を担うことを使命に歩み続けてまいりました。

当社グループの事業内容は、与信管理サービス事業、ビジネスポータルサイト事業、BPOサービス事業、教育関連事業をはじめとするその他事業、の4本に大別され、当社グループの企業価値の源泉は、国内

最大級のデータベースと高いデータ分析力、これまでの事業展開により培ってきた豊富な実績とノウハウ、それらを継承すると共に、企業理念の実現に向けその一翼を担う当社従業員の存在、各サービス事業を通じて得られた9,000を超える顧客企業様や取引先との信頼関係、顧客企業様に間断なく高付加価値な情報を提供するため、「RM2 Navi System」や「J-MOTTO（ジェイモット）」等の安定的な稼働を支えるシステムインフラの開発・運用体制、当社の既存基盤の強化や新規事業への拡大を経済的側面から支えるため、中長期的な投資を可能とする健全で強固な財務体質等にあり、こうした有形無形の経営資源が相互に結合することによって当社の企業価値が生み出されており、これらが中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、これらの点を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上していくことを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する判断は、最終的には当社株主の総意に基づき行われるべきものであると考えます。そして、当社は、当社株式について大規模な買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、当社株主の皆様を買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに行われる当社株券等の大量取得や買収提案や、また、株式の大規模な買付けの中には、その目的から見て当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、当社株主の皆様が当社株式等の売却を事実上強要するもの、被買収会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものもあり得ます。

当社はこのような当社の企業価値または株主共同の利益に資さない大規模な買付け等を行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することは不適切であり、このような者による大規模な買付けに対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

### (1) 企業価値向上等のための施策

当社現経営陣は、次のとおり中長期的な経営計画の推進と、コーポレート・ガバナンスの充実の両面から、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

#### 長期ビジョンについて

当社グループでは、設立から10年以上が過ぎ、グループの存在意義である企業理念に立ち返り、次のとおり、2015年までの長期ビジョンを制定いたしました。長期ビジョンをグループ全体で共有し、企業姿勢を明確に表明していくことで、一丸となって目標の達成に取り組み、株主の皆様や顧客企業様に支持され、永続的に発展し続けることを目指しております。

- a ホワイトカラーの高齢化、空洞化への対応の中で、顧客企業様が競争力を発揮できるようなサービスを提供し、頼られる企業を目指します。
- b 既存事業の収益を安定成長させながら、安定的な事業規模を目指します。
- c 海外事業、海外ネットワークを展開します。
- d 継続的な利益を確保すると同時に安定配当の基盤をつくります。

#### 中期経営計画について

上記の長期ビジョンの達成に向けたマイルストーンとして、平成23年に「第3次中期経営計画（2011～2013年度）」を策定し、その成果と基本方針を継承・発展させるとともに先行き不透明感に対応するため、平成26年4月に再チャレンジ新2ヶ年計画「第4次中期経営計画（2014～2015年度）」をスタートいたしました。

#### コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、直接の顧客企業様はもとより株主をはじめとするステークホルダーの方々に対して社会的責任を全うすることを経営上の最大の目標としております。この目標達成の手段としてコーポレート・ガバナンスを捉え、経営の効率性、社会性の両面を総合的に判断し、迅速に対応できる企業統治体制の構築に努めております。

当社の財務及び事業活動等の経営に関する業務は、当社の最高意思決定機関である株主総会において、当社株主の総意で信任された取締役がこれを執り行っております。当社取締役会は社外取締役1名を含む3名で構成され、迅速な経営の意思決定と機動的な業務執行が可能な状態にあり、取締役の役割・責任も明確化が図られております。また、監査役監査については3名全員の監査役が社外監査役であり、取締役会はもとより、その他重要会議にも出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに、会計監査人とも緊密な連携を保ち、監査の透明性、客観性を高めた監査を実施することにより、業務の適正性を確保しております。

なお、当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものとして東京証券取引所の定める基準に適合する社外取締役1名及び社外監査役3名を独立役員として選任し、一般株主の利益が害されることがないよう、独立性の高い役員による当社経営に対する監視・監督機能を強化し、経営の健全性及び意思決定のプロセスの透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

## (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、上記1.に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、平成25年5月8日開催の取締役会において、「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則（買収防衛策）」（以下「本規則」という。）の継続を決議し、本規則について、平成25年6月27日開催の第13回定時株主総会に付議し、承認可決されました。

本規則は、当社との合意がないままに、当社経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的として、当社が発行者である株券等（以下「当社の株券等」という。）を15%以上取得し保有者となる行為またはその提案（以下「大量買付け」といい、大量買付けを行う者を「大量買付け者」という。）が、大量買付け者によって行われる場合に、当該大量買付けにいかなる対応を行うべきかについて、公正で透明性の高い手続きを設定することを目的としております。

大量買付けが行われる場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が当該大量買付けについて迅速かつ誠実な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を含む。）を提供する必要があるものと考えております。また、他方で、大量買付けが行われた際に、その時点における当社取締役の自己保身等の恣意的判断が入ることを防ぐために、当社株主の皆様意思を確認するための手続きや当社取締役会による対抗措置が発動される場合の手続き等をあらかじめ明確化しておくことも必要であると考えており、本規則において、大量買付けが行われた場合に大量買付け者や当社取締役会が遵守すべき手続き、当社株主の皆様意思を確認するための手続き等を客観的かつ具体的に定めております。

本規則の概要は以下のとおりです。なお、本規則（「附則1. 情報開示を求める事項」及び「附則2. 新株予約権の概要」を含みます。）の詳細につきましては、平成25年5月8日付当社プレスリリース「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則（買収防衛策）」の継続に関するお知らせ（当社ウェブサイト（アドレス：<http://www.riskmonster.co.jp/>）に掲載しております。）をご覧ください。

### 大量買付けに関する手続き

大量買付け者及びそのグループ等が、当社との合意がないままに、大量買付けを行おうとする場合には、当該大量買付けの実施に先立って、本規則に定める大量買付け提案書等を当社取締役会宛に提出していただきます。

大量買付け者及びそのグループ等から提出された大量買付け提案書等については、（イ）形式的に不備がなく、不正確なものではないこと、（ロ）かかる大量買付けの方法の適法性について日本国内の弁護士による意見書が提出されていること、（ハ）「附則1. 情報開示を求める事項」として十分であること、の各要件が充足されている（上記（イ）～（ハ）の全ての要件を充足するものを、以下「適正開示情報」という。）が否かについて、確認を行います。その上で、当社取締役会は、これを受けて、当該大量買付け提案書等の内容が本規則に照らし、不十分であると判断した場合には、大量買付け者及びそのグループ等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報及び資料を提供または提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付け者及びそのグループ等においては、当該期限までにかかる情報及び資料を当社取締役会に追加的に提供しななければならないものとします。

当社取締役会が、当該大量買付け提案書等の内容が適正開示情報であると判断した場合、当社取締役会はその旨を公表し、下記に定める検討期間において、当該大量買付けが、下記に定める適正買付け提案に該当するか否かについて検討するものとします。かかる検討にあたっては、当社取締役会が取締役としての責務である善管注意義務及び忠実義務に従って、当社とは独立した専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタント、投資銀行、証券会社等を含み、以下「外部専門家」という。）との協議またはその助言に基づいて誠実かつ慎重に行うものとします。

検討の結果、当社取締役会が、大量買付けが本規則に定める下記の適正買付け提案の要件を満たしていないと判断した場合には、下記にその概要を定める新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の無償

割当てを行うものとし、当社取締役会が、大量買付けが本規則に定める適正買付け提案としての要件を満たしていると判断した場合には、当該大量買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると認められる場合を除き、本規則に定める手続きに従って本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、下記に定める株主意思確認決議の手続きを行います。

また、大量買付け者及びそのグループ等が、本規則に従わずに大量買付けを行う場合には、当社取締役会は、当該大量買付けについて、外部専門家との協議またはその助言に基づいて検討し、その結果、本規則に定める適正買付け提案の要件を満たさないと判断した場合には、大量買付け者が本規則に従わないことを確認した上で、本新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

#### 適正買付け提案の要件

大量買付けが、本規則に定める適正買付け提案とされるためには、次の(イ)～(ホ)のすべての要件を満たしている必要があります。(イ)当社経営権の取得または会社支配権の変動を目的とする大量買付けであること、(ロ)公開買付けまたは当社の株主が平等に当社の株券等を売却する機会が与えられているその他の方法による大量買付けであること、(ハ)大量買付けに先立って大量買付け者が当社取締役会に提出する大量買付け提案書等が適正開示情報の要件を充足していること、(ニ)下記の株主意思確認決議の手続きがなされるまで、公開買付けの開始またはその他の方法による大量買付けに着手しないこと、(ホ)本規則で明示的に定めた当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するような濫用目的をもってなされる提案類型でないこと。ここで、濫用目的をもってなされる提案類型とは、いわゆる( )グリーンメイラーである場合、( )焦土化経営目的である場合、( )資産等流用目的である場合、( )配当・高値売り抜け目的である場合、( )二段階以上での強圧的な買付け提案である場合、( )大量買付け者及びそのグループ等が真摯に合理的な経営を目指すものではなく当社または当社株主に回復し難い損害をもたらすと信じるに足る合理的な根拠が認められる場合、( )大量買付け者及びそのグループ等が反社会的勢力等公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的に認められる場合、( )法令または定款に違反しもしくは本規則を遵守しないことが客観的かつ合理的に認められる場合の其々を言います。これらについては、当社取締役会が、外部専門家との協議またはその助言に基づいて、その該当性の合理的根拠等の有無を誠実かつ慎重に検討し判断いたします。

#### 検討期間の定め

大量買付け者及びそのグループ等から提出された適正開示情報につきましては、当社株主が大量買付けに関し、適正かつ十分な情報に基づいて、適切かつ合理的な判断が行えるように、当社取締役会が外部専門家との協議またはその助言を得て、誠実かつ慎重な調査・検討を行います。このための検討期間として、当社取締役会は適正開示情報を受領した日から3日以内に適正開示情報受領日を公表し、当該日を起算日として、適正買付け提案が全株式を対象とする全額現金(円貨)対価の公開買付けによる場合は60日以内、それ以外の場合は90日以内と明確に定めております。

なお、当社取締役会が受領した適正開示情報につきましては、当該大量買付けに関連し、当社の企業価値または株主共同の利益を維持し向上させる目的で使用いたします。

#### 株主意思確認決議の手続き

大量買付けが本規則に定める適正買付け提案の要件を満たしていると当社取締役会が判断した場合には、当該大量買付けが当社の企業価値及び株主共同利益の最大化に資すると認められる場合を除き、かかる大量買付けに関して本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かについて、当社株主の皆様の意思を確認する決議(以下「株主意思確認決議」という。)を実施いたします。

当社は、株主意思確認決議において本新株予約権の無償割当てを実施することについて賛同が得られた場合には、本規則に従い本新株予約権の無償割当てを行います。他方、株主意思確認決議において本新株予約権の無償割当ての実施が否決された場合には、当該株主意思確認決議の手続きを実施する前提となった条件に従って大量買付けが行われる限り、当該大量買付けに関し本新株予約権の無償割当てを行いません。

### 本新株予約権の概要

株主意思確認決議または当社取締役会の決議により本新株予約権の無償割当ての実施が決定された場合、本新株予約権が当社株主（ただし、当社を除く。）の皆様に対して無償で割当てられます。本新株予約権は、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除く。）の皆様に対し、保有する当社普通株式1株につき1個の割合で割当てられます。

新株予約権者は、権利行使期間内に行使価額相当の金銭（発行される当社普通株式1株につき1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める価額）を払込むことにより権利行使ができますが、大量買付け者及びそのグループ等はこの権利を行使することはできません。

本新株予約権には、譲渡制限が付されており、当社株主の皆様（大量買付け者及びそのグループ等を含む。）が譲渡をご希望する場合には、当社取締役会の承諾が必要となります。

また、本新株予約権には取得条項が付されており、当社は取得条項に基づいて、（イ）新株予約権無償割当て決議後に大量買付けが撤回された場合等に無償で本新株予約権を取得する場合や（ロ）大量買付け者及びそのグループ等以外の新株予約権者に対し、対価として当社普通株式を交付することによって、本新株予約権を取得する場合があります。なお、新株予約権証券は発行されません。

### 3. 以上の取り組みに関する取締役会の判断及び判断理由

#### (1) 企業価値向上等のための施策について

当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のためには、顧客企業様を増加させていくことによる持続的成長の実現が必要不可欠であり、それを実現させるためにはインフラ整備等のための健全で強固な財務体質の継続的維持も重要と考えられることから、前述の中長期的な経営戦略を策定し遂行に努めております。また、コーポレート・ガバナンスは、経営の効率性・社会性の両面を総合的に判断し、迅速に対応するために重要であり、その強化に努めております。

これらの取り組みは、当社企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるものと考えております。

#### (2) 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みについて

本規則は、大量買付けが行われた場合に、当社株主の皆様を適正に反映させるために、当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確保するためのものです。その内容は、当社取締役会が当該大量買付けについて迅速かつ誠実な調査を行った上で、当社株主の皆様に必要なかつ十分な判断材料を提供すること、その時点における当社取締役の自己保身等の恣意的判断が入らないよう、当社とは独立した第三者である外部専門家との協議や助言に基づいて迅速かつ誠実に検討することなどの手続きを予め明確に定めるものです。

また、本規則は、（ア）当社の株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた時、（イ）当社取締役会により本規則の廃止が決定された時、（ウ）平成25年6月27日開催の第13回定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に廃止されるなど、株主の皆様が意思が反映されるよう規定されております。以上により、この取り組みは基本方針に沿うものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,231,600
計	15,231,600

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,202,700	4,202,700	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	4,202,700	4,202,700	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成26年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年4月30日
新株予約権の数(個)	3,150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	315,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	522 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成26年5月2日 至平成31年5月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 527 資本組入額 264 (注)3、4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

##### 2. 1株当たりの払込金額(行使価額)を記載。

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、1株当たりの新株予約権の発行価額と行使時の払込金額の合計額を記載。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の平均株価（当日を含む直近の5営業日の終値平均値）が一度でも行使価額（但し、前記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- 1) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- 2) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- 3) 当社につき上場廃止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- 4) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなしたことが上記の当社普通株式の株価下落の主な原因であると明らかに認められる場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
 組織再編行為の条件を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間  
 前記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から前記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 前記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件  
 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件  
 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。  
 その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成26年4月1日 ~ 平成26年6月30日	-	4,202,700	-	1,155,993	-	718,844

( 6 ) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,201,800	42,018	-
単元未満株式	普通株式 900	-	-
発行済株式総数	4,202,700	-	-
総株主の議決権	-	42,018	-

【自己株式等】

該当事項はありません。なお、当第1四半期会計期間において自己株式を取得したため、平成26年6月30日現在の自己株式は80,000株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.90%）となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人よつば総合事務所による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,562,347	2,449,206
受取手形及び売掛金	322,029	335,100
有価証券	99,995	99,995
原材料及び貯蔵品	4,329	10,714
その他	40,317	51,133
貸倒引当金	2,356	1,411
流動資産合計	3,026,662	2,944,739
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	82,369	83,259
減価償却累計額	42,040	43,647
建物及び構築物(純額)	40,328	39,611
工具、器具及び備品	441,927	452,712
減価償却累計額	377,389	381,841
工具、器具及び備品(純額)	64,538	70,871
リース資産	6,195	7,653
減価償却累計額	5,357	2,297
リース資産(純額)	838	5,355
建設仮勘定	-	2,760
有形固定資産合計	105,705	118,599
無形固定資産		
ソフトウェア	479,292	490,132
その他	27,330	31,541
無形固定資産合計	506,622	521,673
投資その他の資産		
投資有価証券	390,588	408,563
その他	117,677	119,051
貸倒引当金	113	559
投資その他の資産合計	508,378	528,173
固定資産合計	1,120,481	1,167,327
資産合計	4,147,143	4,112,067

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	162,241	187,081
未払法人税等	73,459	13,980
賞与引当金	937	575
その他	76,643	101,848
流動負債合計	313,281	303,485
固定負債		
退職給付に係る負債	10,975	10,556
その他	30,330	41,527
固定負債合計	41,305	52,084
負債合計	354,586	355,570
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,155,993	1,155,993
資本剰余金	1,374,349	1,374,349
利益剰余金	1,138,701	1,133,139
自己株式	-	46,284
株主資本合計	3,669,043	3,617,198
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	64,489	78,270
為替換算調整勘定	11,741	11,074
その他の包括利益累計額合計	76,230	89,345
新株予約権	2,559	4,028
少数株主持分	44,722	45,924
純資産合計	3,792,556	3,756,496
負債純資産合計	4,147,143	4,112,067

## ( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	588,235	608,493
売上原価	264,257	291,485
売上総利益	323,978	317,008
販売費及び一般管理費	271,180	274,556
営業利益	52,797	42,452
営業外収益		
受取利息	110	126
受取配当金	4,023	4,315
投資事業組合運用益	3,280	2,144
その他	0	92
営業外収益合計	7,414	6,679
営業外費用		
支払利息	30	55
為替差損	329	-
自己株式取得費用	-	437
その他	-	0
営業外費用合計	359	492
経常利益	59,852	48,638
特別利益		
投資有価証券売却益	6,046	-
新株予約権戻入益	157	106
特別利益合計	6,203	106
特別損失		
投資有価証券売却損	242	-
固定資産除却損	90	139
特別損失合計	333	139
税金等調整前四半期純利益	65,722	48,604
法人税、住民税及び事業税	20,041	12,244
法人税等調整額	7,520	4,774
法人税等合計	27,562	17,019
少数株主損益調整前四半期純利益	38,160	31,585
少数株主利益	1,075	1,423
四半期純利益	37,085	30,161

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	38,160	31,585
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	31,779	13,771
為替換算調整勘定	3,146	878
その他の包括利益合計	28,633	12,892
四半期包括利益	9,527	44,478
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,666	43,275
少数株主に係る四半期包括利益	1,860	1,202

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る減価償却費を含む。)及びのれんの償却額は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
減価償却費	62,917千円	60,735千円
のれんの償却額	611千円	-千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	31,175千円	8円	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(注)当社は、平成24年10月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	35,722千円	8.5円	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、普通株式80,000株を取得いたしました。この自己株式の取得により、当第1四半期連結累計期間において自己株式が46,284千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	与信管理 サービス等	ビジネスポ ータルサイト (グループ ウェアサー ビス等)	BPO サービス	計				
売上高								
外部顧客への売上高	358,081	135,687	69,067	562,836	25,399	588,235	-	588,235
セグメント間の内部 売上高又は振替高	236	194	6,098	6,529	10,179	16,709	16,709	-
計	358,318	135,881	75,166	569,366	35,579	604,945	16,709	588,235
セグメント利益又は 損失( )	25,238	39,952	2,766	62,424	8,234	54,190	1,392	52,797

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、教育関連事業等を含んでおりま  
す。

2. セグメント利益又は損失( )の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	与信管理 サービス等	ビジネスポ ータルサイト (グループ ウェアサー ビス等)	BPO サービス	計				
売上高								
外部顧客への売上高	353,425	133,298	93,545	580,270	28,223	608,493	-	608,493
セグメント間の内部 売上高又は振替高	229	80	7,855	8,165	13,978	22,144	22,144	-
計	353,655	133,379	101,400	588,435	42,202	630,638	22,144	608,493
セグメント利益又は 損失( )	13,650	34,131	2,515	45,267	401	44,866	2,414	42,452

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、教育関連事業等を含んでおりま  
す。

2. セグメント利益又は損失( )の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	9円47銭	7円21銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	37,085	30,161
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	37,085	30,161
普通株式の期中平均株式数(株)	3,916,795	4,185,337
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	9円40銭	7円16銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	26,549	26,286
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当社は、平成26年8月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

取得する株式の種類

当社普通株式

取得する株式の総数

80,000株(上限)

株式の取得価額の総額

44,560,000円(上限)

取得の方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付

(3) 取得日

平成26年8月7日

(4) その他

上記買付による取得の結果、当社普通株式54,000株(取得価額30,078,000円)を取得いたしました。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月 8日

リスクモンスター株式会社

取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 神門 剛 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高屋 友宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリスクモンスター株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

**四半期連結財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

**監査人の結論**

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リスクモンスター株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。